

2007 年 6 月 第 35 回財務省 NGO 定期協議質問書

1. MDBs がラオスのダムに関わる理由～ナムトゥン 2 (WB・ADB)・ナムグム 3 (ADB・JSF) への供与を例に～

提案者：松本悟、東智美（メコン・ウォッチ）

背景：

世界銀行およびアジア開発銀行（ADB）は、ナムトゥン 2 水力発電ダム事業による売電収入がラオスの貧困削減に使われること、環境社会面での悪影響に適切に対応すること、本事業の実施を通じてラオス国内制度自体の改善が行われることを理事会で確約し、それを根拠に日本政府として同事業への融資供与などに賛同したと理解している。

しかし、前回の定期協議で報告した移転問題は以前後回しにされていることが、NGO の現地訪問で明らかになっている（参考資料①）。

また、ラオスの国内制度の改善についても疑問がある。2006 年に施行された「National Policy on Environmental and Social Sustainability of the Hydropower Sector in Lao PDR」では、情報公開について事業実施者がビエンチャンと現地に情報センターを作って、環境に関する情報を公開すべきと規定している（参考資料②）。しかし、当団体が同国に計画されているセカナムダムについて、投資企業である関西電力に EIA 報告書を請求したところ、「情報公開はラオスの科学技術環境庁（STE）を通じて行う」との回答だった。一方、他のダム案件（ナムグム 2、ナムグム 3、セカマン 3、ナムトゥン 1）の EIA 報告書等をラオス政府に請求した海外の NGO は回答を得られていない。ナムトゥン 2 ダムをきっかけに作られた政策でうたわれた EIA など環境情報の公開は実施されていない。

さらに、ナムトゥン 2 ダム事業を貧困削減につなげるための歳入管理についても、まだ制度は整っていない。

環境社会影響への適切な対応、国内制度の整備、貧困削減のための歳入管理といういわば『公約』が果たされない中で、ADB が、新たにナムグム 3 ダムに関わる事前調査（参考資料③）に、日本特別基金（JSF）を供与することを決定した。

質問：

1. JSF を供与すると判断した理由は何か。NT2 についても要請があがったが、そちらは却下されたと聞いているが、JSF 供与の判断基準を教えてください。
2. ナムグム川のダム開発については、すでにナムグム 2、ナムグム 3、ナムグム 5 が民間投資によって計画・建設が進められている。JSF を使った調査の結果は、実際の事業にどのように活かされるのか教えてください。
3. ラオスのダムについての情報公開が政策通り実施されていないことは、今年 5 月 23 日に世銀とラオスの科学技術環境庁がビエンチャンで開催した「Launching of Key Lao Environmental Outputs」という会合でラオス・エネルギー鉱業省の高官が発言しており、出席した世銀の担当局長はそれを承知している。世銀や ADB は、こうした事態を黙認せず、ラオスのダム事業の環境情報が適切に公開されることを確保する責任があると思うが、財務省はどのようにお考えか。
4. ナムトゥン 2 ダムへの融資をめぐって世銀や ADB が行った『公約』が確保されるまでラオスで新たなダムを支援するべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
5. 中国、ベトナム、タイが民間投資で次々とラオスのダム開発を進めている中で、公的融資機関である

MDBs がラオスのダムに関与する意義はどこにあるのか、財務省の考えをお聞きしたい。

参考資料：

- ① ナムトゥン 2 ダムの移転・補償問題
- ② “the National Policy on Environmental and Social Sustainability of the Hydropower Sector in Lao PDR”（抜粋）
- ③ ナムグム 3 ダム・ファクトシート

2. ラオス・ナムトゥン 2 の移転村境界線問題について

提案者：日本国際ボランティアセンター 新井綾香

背景：

2005 年 3 月 31 日の世界銀行理事会及び 4 月 4 日のアジア開発銀行理事会で支援が決定されたラオス中部に位置するナムトゥン 2 水力発電プロジェクトの建設が進められている。

ダムの建設に伴い、6200 人が移転を迫られ、2008 年末に全ての村が移転を終了する計画となっている。2005 年 6 月には建設が本格的に開始され、建設は順調に進んでいると報道されているが、影響地域での環境社会配慮策については遅れが指摘されており、移転住民の影響住民の懸念は深刻なものになっている。また、ダム建設において影響を受ける地域はダム建設場であるナカイ高原に位置する村、及びダムの下流域に位置するセバンファイ川沿いの村と想定され、双方に対する社会環境影響調査や支援プログラムが実施されている。しかしながら、そのどちらにも位置しない、想定外の地域で以下のようなダム建設による社会的環境的影響が予想されており、影響住民の懸念は深刻なものになっている。

1. 郡境（ナカイ郡、ニョマラート郡）に位置するトンコン村、ナボー村の現状説明

- ・ ニョマラート郡トンコン村、ナボー村はナカイ郡との郡境沿いに位置する。両村の位置を NTPC の移転村計画及び Watershed マネージメント計画に照らし合わせると、トンコン村の保護林が移転村の利用林に、またナボー村の保護林が NBCA（National Biodiversity Conservation Area）に重なっている。
- ・ トンコン村、ナボー村は生計の多くを非木材林産物（野菜、動物、薬草等）に頼っており、村人が日常的に利用する林産物数は 127 にも上る。そして、そのほとんどの林産物を村人が取得している場所が保護林である。
- ・ 移転計画が現状のまま実施された場合、トンコン村は村人の生活の糧である保護林（14,000ha）を失うことになる。
- ・ また、同じくナボー村も保護林を失うことになるが、ナボー村の保護林が NBCA となった場合、村人の非木材林産物の採取形態がどのように変化するのか、懸念の声があがっている。

2. 上記の状況に対する JVC のこれまでの動き

- ・ 2007 年 1 月 JVC 主催の森林ボランティア会議にて、ナボー村の森林ボランティアより「保護林の中においてあるボートや狩の道具がなくなる。ラオス政府はここでこれまでのような狩や植物の採取を村人にするなどといったのか」という発言が出る。
- ・ 2007 年 1 月 上記の会議と平行し、カムアン県農林局土地森林委譲課より、トンコン村、ナボー村の森林を再区分する旨の報告を受ける。（両村の森林区分は 2001 年に JVC が実施済み）

- ・ 2007 年 2 月 6 日 トンコン村、ナボー村の森林再区分に関して説明を求めるレターを JVC より NTPC へ提出。(CC で ADB、世銀のビエンチャン事務所にも送付)
- ・ 2007 年 2 月 13 日 世銀、ADB 担当官よりトンコン村の状況説明をしてほしいとの依頼を受け、世銀、ADB とミーティング。
- ・ 2007 年 2 月 21 日 ナカイ郡にて NTPC、ラオス政府、JVC で会議を持ち、今後の動きとして以下を実施していくことを確認。
 1. トンコン村への補償予算を世銀より捻出する可能性の模索
 2. GPS 等によるトンコン村の境界線の実測、及び保護林エリアにおいて村人が利用する非木材林産物の調査（非木材林産物が持つ経済的価値の測定）
- ・ 2007 年 3 月 5 日 上記 2 つに関して話し合うために NTPC とのミーティングを計画していたが、NTPC 側がキャンセル。
その後、この件に関する正式な返答がないまま、2007 年 3 月 WMPA (Watershed Management Protection Authority) によりトンコン村の森の再区分が実施された。

質問：

移転村の計画は NTPC とラオス政府が責任範囲で施行されているが、社会環境影響調査の想定外で起こった村への影響に関しては誰が責任を負っていくのか。

参考資料：

- ④ トンコン村、ナボー村影響住民の懸念
- ⑤ NTPC へのレター
- ⑥ トンコン・ナボー村地図（村地図、周辺地図）計 2 枚

3. バングラデシュ・フルバリ石炭採掘事業について（ADB）

提案者：藤沼美和（JACSES）

背景：

バングラデシュの北西部に位置する Dinajpur 県の Phulbari にてアジアエナジー社が計画中のフルバリ石炭採掘事業に対し、アジア開発銀行（ADB）が民間セクター借款（Private Sector Loan）と政治的リスクの保証（Political Risk Guarantee）の合計 1.75 億米ドルの融資を検討している。この事業に関し、以下の三点をお聞きしたい。

質問 1：

アジアエナジー社は、バングラデシュ政府に対して石炭生産の売り上げの 6%を鉱区使用料として支払うことになっている¹。しかし、採掘会社大手のBHPビリトンがフルバリにおける探査権と採鉱権をアジアエナジー社に売却する以前にBHPビリトンとバングラデシュとの間で締結された契約では、鉱区使用料が20%であった。つまり、フルバリにおける鉱区使用料は20%から一気に6%に下がったことになる。このような低い鉱区使用料が正当化される明確な根拠は示されていない。加えて、アジアエナジー社には、輸出税の免税、低い輸入税、投資控除の優遇、9年間の企業税の免税など、さまざまな優遇策が提案されており、

¹ http://www.asia-energy.com/presentations/Asia_Energy_Prospectus.pdf

バングラデシュ政府にとっては経済的メリットの低い契約となっている。

ADB は、バングラデシュ国民にとってフルバリ石炭採掘事業にどのような経済的なメリットがあると考えているのか？また、財務省は、このような契約内容で、バングラデシュ国民に十分な経済メリットが生じると考えているか？

質問 2 :

2 月 2 日の第 31 回財務省 NGO 定期協議では、フルバリ石炭採掘事業に関し、財務省担当者から「JACSES の調査結果とアジアエナジー社の発表に明らかに乖離が見られる事については、ADB はどうして乖離が起きているのか関心を持っており、今後出来れば JACSES の情報をもらって精査していきたいと考えている。可能であれば JACSES がどのような調査を行って、なぜこういうことが出てきたのか教えていただければありがたいと ADB 側は言っている。また、直接 ADB とアジアエナジー社と一緒に JACSES と話をすることが可能であれば、色々な点についてより明らかに出来るのではないかとやっている」との回答があった。

この回答に基づき、JACSES はフルバリ石炭採掘事業に関し、今年 5 月に京都で行われる ADB 総会において、ADB 担当者と国内外 NGO との公開協議を開催するよう ADB に要請した。しかし、ADB 担当者からは「ADB 総会は、個別プロジェクトについて議論する適切な場所ではない」、「プロジェクト実施団体や市民団体の代表とダッカ、またはプロジェクトサイトで行うべき」と公開協議を拒否する返答があった。

しかし、総会において政策に関する公開協議のみに限定し、プロジェクトに関する公開協議に応じないという姿勢は、公的金融機関として説明責任を十分に果たしていないと考える。また、バングラデシュでは今年の 1 月に非常事態宣言が発令され、住民が自主的な集会を行うことが禁止されており、2 月には反対の意思表明を行った現地の住民が軍により拘束・拷問されるという事態が起きている²。したがって、ADB が提案しているバングラデシュで公開協議を開催することは、実質的に困難である。このような ADB の対応に対し、財務省の見解を伺いたい。

質問 3 :

5 月 18 日から 5 月 19 日にかけて、バングラデシュの市民団体の「石油・ガス・鉱物資源・エネルギー・港湾プロジェクトに関する全国委員会」の代表がフルバリを訪問した。彼がフルバリに到着した直後に軍の情報局員数名が彼を取り囲み、フルバリでの活動を行わないように圧力をかけたとのことである。その後も、軍の情報局員の尾行は継続し、彼は現地の人と話をすることすら妨害されたと報告を受けている。また、5 月 19 日の夜にはこの事業に懸念を表明しているバングラデシュの NGO 職員の自宅が準軍事組織により監視され、当人に対し準軍事組織から脅しの電話がかけられたと報告を受けている。

このように事業に対し懸念を表明する市民団体や NGO 職員に対し、軍や政府関係者による監視、尾行、脅しが繰り返されている点について、ADB 及び財務省の考えを伺いたい。

参考書類 :

⑦フルバリ石炭採掘事業への融資計画の撤回をアジア開発銀行（ADB）に求める提言

² <http://www.thedailystar.net/2007/02/12/d70212013924.htm>

⑧プレスリリース：ADB がフルバリ石炭採掘事業に関する公開協議開催を拒否

4. サハリンⅡ 第二期計画の油流出対応計画について（JBIC）

提案者：神崎尚美（F0E-J）

背景：

国際協力銀行が、2003 年より融資を検討しているロシア・サハリンⅡ 石油・天然ガス開発プロジェクトの懸念のひとつが油流出事故である。油流出の防止及び対応策についてはサハリンのみならず日本においても最大の関心事であることはこれまでの経緯¹⁾を見ても明らかである。

国際 NGO、また日本の市民団体がそれぞれ、サハリンエナジー社に第二期工事の油流出対応計画(OSRP)案（※露政府承認前のもの）を公開するよう求める要望書を提出したところ、同社から公開しないとの回答²⁾を受け取った。

また、要望書提出前に国際協力銀行に第二期工事の油流出対応計画の完成予定および公開について尋ねたところ、「目下（作成に）取り組んでいる最中。公開するかどうかなどについてはまだ分からない。」という旨の回答であった。この状況を踏まえて以下お尋ねする。

質問：

1. 一般的に、石油・ガス開発プロジェクトにおいて「油流出対応計画」は、環境・社会配慮の重要なファクターであると財務省としてお考えになるか。
2. 「環境・社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」の基本方針に沿って考えれば、市民の重大な関心事である油流出対応について、事業者が計画案を公開し、パブリックコメント期間を設けるなどして、市民からの意見を考慮する機会があつてしかるべきだと思えるが、財務省はどのようにお考えか。

1) たとえば、平成 18 年 6 月 14 日付けで谷博之議員が提出した質問主意書の「五 本事業者は、本年四月に札幌及び東京で開催したパブリックミーティングにおいて、サハリンⅡ 第二期工事に対応する油流出対応計画（Oil Spill Response Plan）について、二〇〇六年中盤には完成させロシア政府の承認取得を目標とすることを公表している。これまでに計画策定の工程表（ロードマップ）のみが公開されているが、日本政府は現在の進捗状況をどのように承知しているか。また、計画の完成以前に、草案（ドラフト）段階で広く公開し、利害関係者からの意見聴取を JBIC ないし本事業者が行うべきであると思えるがいかがか。」という質問に対して、日本政府は「JBIC によると、事業者は、本事業に対応する油流出対応計画を本年末までに、策定しロシア連邦政府及びサハリン州政府の承認を得る予定で作業を進めているとのことである。JBIC によると、油流出対応計画の草案を公開するか否かは、油流出対応計画の承認権者であるロシア連邦政府及びサハリン州政府並びに油流出対応計画の策定者である事業者が判断するが、JBIC は、「環境社会配慮確認にあたり、相手国の主権を尊重しつつ、（中略）透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス（中略）が重要であることに留意する」ことを定めた新環境ガイドラインを参照し、草案の公開を事業者に対して促していくとのことである。」と回答。また、2004 年 2 月 4 日北海道総務部知事室国際課ロシア室長名でサハリンエナジー社に提出された「サハリンⅡ 第 2 フェーズ実施に係る環境・防災対策に関する要望」においては「…（省略）結氷時における事故の処理方法を具体的に示し、関係者の理解が得られるよう最大限努力することを要望します」とある。

2) 日本の市民団体が提出した要望書及びサハリンエナジー社からの回答については、参考資料⑨と⑩を参照のこと。

参考書類：

⑨サハリンエナジー社へのレター

⑩サハリンエナジー社の返答

5. マレーシア・パハン・セランゴール導水事業の環境社会影響について（JBIC）

提案者：清水規子（F0E-J）

背景：

JBIC が 2005 年 3 月に決定した、820 億 4000 万を限度とするマレーシアのパハン・セランゴール導水事業に関する円借款に関しては、2007 年 5 月 18 日の時点ではまだ同事業への融資を実施していないが、5 月よりコンサルティングサービスが開始されたため、JBIC による融資の実施は近いと考えている。同事業に関しては、案件形成当初から現在まで、その必要性及び環境社会影響に関して現地より懸念の声があげられている。それにも関わらず、その必要性を検証した案件形成促進調査（SAPROF）を JBIC は公開していない。

質問：

①事業の必要性に関しては、事業の環境影響評価（EIA）では、1999 年に実施された SAPROF のデータを引用し、クアラルンプールの一日一人当たりの水の消費量を以下のように予測している。

Year	Urban	Rural	Unit: litres/capita/day 特別行政区、クアラルンプール
1998	260	170	270
2000	285	190	310
2005	305	200	315
2010	315	210	320

（ソース：パハン・セランゴール導水事業に関する EIA の Executive Summary 1.5）

一方、Malaysia Water Association 著の「Malaysia Water Industry Guide2005」³によると、セランゴール州（クアラルンプールを含む）の一日一人当たりの水の消費量は、2002 年は 217 リットル、2003 年は 194 リットルとなっており、当初 EIA で予測していた数字よりも既にはるかに下回っている。従って、1999 年に実施された SAPROF による予測において想定していた状況と、現在の状況のギャップ生じたのは、それなりの要因があると考ええる。以上の数字に関してどのように考えるか、財務省の考えを伺いたい。

②同じく、「Malaysia Water Industry Guide2005」によると、2003 年時点での無収水率（Non Revenue Water）は 43.9%であり、さらに、水供給の際の一日当たりの 1 km 当たりの水損失は、107.8 m³であり、マレーシアの全州の中で、セランゴール州が最も大きい⁴。これらの数字は、セランゴール州における水供給時の水損失への対策が必要であることを示していると考えるが、財務省のお考えはいかがか。

³ P80、Table 9.16: Consumption Per Capita Per Day

⁴ P86、Table 10.2: Operational Performance Indicators (PE)

③同事業では、先住民族の移転の問題も非常に懸念される。JBIC は、２００５年３月２５日及び２００５年４月１４日付けの、現地 NGO オランアスリ問題センターへのレターの中で、「オランアスリは移転の有無を選択できる権利がある」と述べている。しかし、２００７年４月の FoE Japan による現地での聞き取り調査では、先住民族は移転に関する選択権があることを現在も知らされていないことが明らかになった。JBIC が円借款の供与する前に、マレーシア政府が先住民族に対しその権利があることを伝え、彼らの希望や意思を確認しそれに沿った対応がなされたことを確保すべきではないと考えるが、いかがか。

④数年前に移転の合意書にサインした先住民族がいるものの、住民はその合意書の複写も受け取っていない。JBIC の環境社会配慮ガイドラインには、合意書の複写についての記述はないが⁵、常識的に考えて、合意書署名した人がその複写を受け取ることは当然の権利であると考えるが、財務省はどのようにお考えか。

【参考】Water loss in Distribution (m³/km/day) (２００３年) (Malaysia Water Industry Guide 2005、P86 より抜粋。太字は FoE Japan によるもの。)

マレーシアの州	Water loss in Distribution (m ³ /km/day)
Kedah	45.3
Sarawak	8.8
Peris	22.5
Pahang	22.9
N. Sembilan	53.8
Sabah	70.9
Labuan	18.5
Perak	32.0
Melaka	26.9
Kuching	51.6
Sibu	26.4
P. Pinang	43.2
Terengganu	25.8
Selangor	107.8
Johor	32.8
Kelantan	22.0
Laku	24.9

⁵ スリランカの南部ハイウェイ建設事業でも、合意書を住民が持っておらず、以前同ような問題が起こった。